（公印省略）

神健保医第1623号-3

令和４年1月19日

公益社団法人神戸市民間病院協会

会長　　西　昂　様

神戸市保健所長　楠　信也

助産に係る資産の譲渡等に係る消費税の非課税措置について（周知依頼）

平素より本市の保健行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

標記のことについて、厚生労働省より通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴下会員に通知内容の御周知をいただきますようお願いいたします。

記

１　通知文

令和３年12月27日付厚生労働省医政局総務課事務連絡　別添のとおり

２　概要

助産に係る資産の譲渡等については、通知別紙１及び別紙２に示されたとおり非課税措置が適用されているところ、昨年３月以降、一部の医療機関において課税誤りが判明したことを踏まえて、その取扱いについて改めて示されたもの。

各医療機関において会計システムの設定変更、更新等を行う際には、システム納入事業者と協力の上、適切に設定が行われているか確認いただくようお願いします。

医務薬務課　医務担当

電話：078－322－6797

E-mail: [imuyakumu@office.city.kobe.lg.jp](mailto:imuyakumu@office.city.kobe.lg.jp)